

○高取町子ども医療費助成条例

昭和48年9月26日

条例第14号

改正 昭和57年12月22日条例第15号

昭和60年3月30日条例第1号

平成6年9月21日条例第13号

平成8年12月12日条例第14号

平成12年12月22日条例第34号

平成17年3月17日条例第26号

平成19年3月19日条例第11号

平成20年3月24日条例第8号

平成26年3月17日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、子どもを養育している者に対し、当該子どもに係る医療費の一部を助成し、もって子どもの健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この条例において「子ども」とは、出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「乳幼児」とは、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもをいい、「就学児」とは、乳幼児以外の子どもをいう。

(助成要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者である子ども又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である子どもを主として養育しているものとし、この場合においての子どもは、高取町内に住所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者は、対象としない。

(助成の範囲)

第3条 医療費の助成は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により、医療に関する給付が行われた場合における医療費（就学児にあ

っては、入院に係る医療費に限る。）のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。

(1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額

(2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(3) 町長が別に規則で定める額

(証明書の交付等)

第4条 町長は、乳幼児に係る医療費の助成を受けようとする対象者に対し規則で定めるところにより医療費の助成の対象となる乳幼児であることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、当該証明書を医療機関等において乳幼児が医療を受ける際に提示しなければならない。

(届出)

第5条 対象者は、住所を変更したとき、その他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第6条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段によってこの条例による助成金の支給を受けた者があるときは、町長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第7条の2 町長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行し、同日以後に受けた乳児の医療に係る医療費

について適用する。

附 則（昭和57年12月22日条例第15号）

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に係るこの条例による改正前の高取町乳児医療費助成条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月30日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高取町乳児医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年10月1日（以下「適用日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の高取町乳児医療費助成条例の規定により適用日以後に行われた医療に係る医療費の助成を行っているときは、改正後の条例の規定により医療費の助成を行ったものとみなす。

附 則（平成6年9月21日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の乳児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付に対して行われる医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成8年2月12日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高取町乳児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月22日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高取町乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月17日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高取町乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月19日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高取町乳幼児医療費助成条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月24日条例第8号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月17日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高取町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

○高取町子ども医療費助成条例施行規則

昭和48年9月29日

規則第2号

改正 昭和58年9月28日規則第7号

昭和60年6月13日規則第3号

昭和62年3月27日規則第4号

平成6年9月27日規則第11号

平成9年10月28日規則第4号

平成10年3月25日規則第7号

平成12年6月15日規則第18号

平成12年12月22日規則第25号

平成13年7月30日規則第11号

平成14年4月1日規則第29号

平成14年9月30日規則第43号

平成17年5月25日規則第17号

平成19年3月30日規則第2号

平成25年3月21日規則第4号

平成26年3月17日規則第2号

平成27年12月11日規則第21号

平成28年3月31日規則第3号

平成28年6月10日規則第10号

平成29年2月1日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、高取町子ども医療費助成条例（昭和48年9月高取町条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第1条の2 条例第2条第1項に規定する規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）は、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(証明書の交付申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による証明書の交付を受けようとする者は、医療の助成の対象となる子どもが乳幼児にあつては乳幼児医療費受給資格証交付申請書（様式第1号）に、医療の助成の対象となる子どもが就学児にあつては子ども医療費受給資格証交付申請書（様式第1号の2）に、当該子どもに係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証及び所得の状況を証する書類を添えて町長に申請しなければならない。

(証明書の交付)

第3条 前条に規定する乳幼児医療費受給資格証交付申請書又は子ども医療費受給資格証交付申請書（以下「受給資格証交付申請書」という。）を受理した町長は、申請者が条例第2条に定める要件に該当すると認めるときは、条例第4条第1項の規定により医療の助成の対象となる子どもが乳幼児にあつては乳幼児医療費受給資格証（様式第3号）を、医療の助成の対象となる子どもが就学児にあつては子ども医療費受給資格証（様式第3号の2）を交付するものとし、当該要件に該当しないと認めるときは、その理由を付し、医療費受給資格証交付申請却下通知書（様式第2号）を交付するものとする。

2 町長は、前条に規定する受給資格証交付申請書の提出がない場合においても、条例第2条に規定する医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、前項の規定に準じて乳幼児医療費受給資格証又は子ども医療費受給資格証（以下「受給資格証」という。）を交付することができる。

3 町長は、この規則の規定により受給資格証交付申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

4 受給資格証の交付を受けた者（以下「対象者」という。）は、受給資格証の有効期間が満了した場合には、当該受給資格証を直ちに町長に返還しなければならない。

(町長が定める助成金控除額)

第4条 条例第3条第1項第3号に規定する額は、病院若しくは診療所等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 乳幼児に係る外来療養である場合 500円
- (2) 就学児に係る外来診療である場合 1,000円
- (3) 14日未満の入院療養である場合 500円
- (4) 14日以上入院療養である場合 1,000円

(支給方法)

第4条の2 条例第3条の規定により助成金の支給を受けようとする者は、子ども医療費助成金交付請求書(様式第4号)又は子ども医療費助成金支給申請書(様式第4号の2)を町長に提出しなければならない。

(受給資格証の更新申請等)

第5条 対象者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、医療の助成の対象となる子どもが乳幼児にあっては乳幼児医療費受給資格証更新申請書(様式第1号)に、医療の助成の対象となる子どもが就学児にあっては子ども医療費受給資格証更新申請書(様式第1号の2)に、当該子どもに係る国民健康保険法に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証を添え、これを町長に提出して受給資格証の更新申請をすることができる。

2 第3条の規定は、前項の規定による受給資格証の更新申請があった場合について準用する。

(受給資格証の再交付)

第6条 対象者は、受給資格証を破損し、又は失ったときは、受給資格証再交付申請書(様式第5号)により町長に再交付を申請することができる。

2 受給資格証を破損した場合の前項の申請書には、その受給資格証を添えなければならない。

3 対象者は、受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。

(届出)

第7条 条例第5条に規定する規則で定める事由は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に掲げる書類に受給資格証を添えて町長に届け出なければならない。

- (1) 対象者又は乳幼児が住所又は氏名変更したとき 住所氏名変更届(様式第6号)
- (2) 乳幼児の医療に関する給付を行う保険者又は共済組合に変更が生じたとき 加入医療保険変更届(様式第7号)
- (3) 乳幼児が死亡したとき 死亡届(様式第8号)

2 対象者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条の規定による死亡の届出義務者は、死亡届を町長に提出しなければならない。

(受給者台帳の整備)

第8条 町長は、対象者について乳幼児医療費受給者台帳(様式第9号)を作成し、常に記載内容について整理しておかなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則(昭和58年9月28日規則第7号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用する。
- 2 この規則による改正前の第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第7号様式、第8号様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(昭和60年6月13日規則第3号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている乳児医療費受給者台帳は、この規則による改正後の高取町乳児医療費助成条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第8条の規定により作成された乳児医療費受給者台帳とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高取町乳児医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則(昭和62年3月27日規則第4号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和62年1月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高取町乳児医療費助成条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づき交付されている乳児医療費受給資格証は、当該乳児医療費受給資格証の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の高取町乳児医療費助成条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定により交付された乳児医療費受給資格証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき作成されている乳児医療費受給

資格証の用紙で残部のあるものについては、改正後の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成6年9月27日規則第11号）

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の高取町乳児医療費助成条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付されている乳児医療証及び乳児医療費受給資格証は、当該乳児医療証及び乳児医療費受給資格証の有効期限が満了するまでの間は、それぞれこの規則による改正後の高取町乳児医療費助成条例施行規則規定により交付された乳児医療証及び乳児医療費受給資格証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている乳児医療証及び乳児医療費受給資格証の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成9年10月28日規則第4号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の高取町乳児医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている乳児医療証及び乳児医療費受給資格証の用紙で残部のあるものについては、この規則による改正後の高取町乳幼児医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成10年3月25日規則第7号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成12年6月15日規則第18号）

- 1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の高取町乳幼児医療費助成条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付されている幼児医療証は、当該幼児医療証の有効期限が満了するまでの間は、それぞれこの規則による改正後高取町乳幼児医療費助成条例施行規則の規定により交付された幼児医療証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている幼児医療証の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成12年12月22日規則第25号）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙で

残存するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成13年7月30日規則第11号）

- 1 この規則は、平成13年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている申請書の用紙については、改正後の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

附 則（平成14年4月1日規則第29号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成14年9月30日規則第43号）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成17年5月25日規則第17号）

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

附 則（平成19年3月30日規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、第3条及び第5条の改正の規定は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日規則第4号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の高取町乳幼児医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で現に残存するものは、改正後の高取町乳幼児医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成26年3月17日規則第2号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の高取町乳幼児医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で現に残存するものは、改正後の高取町子ども医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成27年12月11日規則第21号）

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、第2条の規定による改正前の高取町情報公開条例施行規則、第4条の規定による改正前の高取町自動車臨時運行許可取扱い規則、第5条の規定による改正前の高取町放課後児童健全育成施設設置条例施行規則、第6条の規定による改正前の高取町保育の必要性の認定に関する規則、第7条の規定による改正前の高取町身体障害児に係る補装具の交付等に関する規則、第8条の規定による改正前の高取町子ども医療費助成条例施行規則、第9条の規定による改正前の高取町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則、第10条の規定による改正前の老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則、第11条の規定による改正前の高取町心身障害者医療費助成条例施行規則及び第12条の規定による改正前の高取町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年6月10日規則第10号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年2月1日規則第2号）

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

様式第1号（第2条、第5条関係）

乳幼児医療費受給資格証交付（更新）申請書

①対象児	ふりがな		性 別	生 年 月 日
	氏 名		男・女	年 月 日
	住 所			
②保護者	ふりがな		性 別	生 年 月 日
	氏 名		男・女	年 月 日
	個人番号			
	住 所	対象児との続柄		
③配偶者	ふりがな		性 別	生 年 月 日
	氏 名		男・女	年 月 日
	個人番号			
	住 所	対象児との続柄		
④加入医療保険	ふりがな		性 別	生 年 月 日
	被保険者名 国保の場合世帯主		男・女	年 月 日
	記号番号		被保険者からみた続柄	
	保険種別	国保 協会健保 組合健保 共済組合 船員保険 その他()		
	保険者番号		保険者	
	認定年月日	年 月 日	付加給付	無・有()
⑤口座	金融機関	銀行 金庫 農協	本 店 支 店 出張所	口座種別 普 通
	口座番号		口座名義人カナ	
上記のとおり、乳幼児医療費受給資格証の交付を申請いたします。 なお、乳幼児医療費受給資格審査に関して、課税資料等個人情報を閲覧することに同意します。 年 月 日 住 所 申請者 氏 名 (TEL.) 高取町長 様				

様式第1号の2(第2条、第5条関係)

子ども医療費受給資格証交付(更新)申請書										
①対象児	ふりがな			性別	生 年 月 日					
	氏 名			男・女	年 月 日					
	住 所									
②保護者	ふりがな			性別	生 年 月 日					
	氏 名			男・女	年 月 日					
	個人番号									
③配偶者	ふりがな			性別	生 年 月 日					
	氏 名			男・女	年 月 日					
	個人番号									
④加入医療保険	ふりがな			性別	生 年 月 日					
	被 保 険 者 名			男・女	年 月 日					
	記 号 番 号									
	保 険 種 別	国保 協会健保 組合健保 共済組合 船員保険 その他()								
	保険者番号									
	認定年月日	年 月 日		付加給付		無・有()				
⑤口座	金融機関	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所	口座種別	普 通					
	口座番号									
上記のとおり、子ども医療費受給資格証の交付を申請いたします。 なお、子ども医療費受給資格審査に関して、課税資料等個人情報を閲覧することに同意します。 年 月 日 住 所 申請者 氏 名 (TEL.) 高取町長 様										

様式第2号(第3条関係)

医療費受給資格証交付申請却下通知書	
第 年 月 日	号
様	
高取町長 印	
年 月 日付けで申請のあった〔乳幼児 子ども〕医療費受給資格証交付申請につい ては、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。	
(理由)	
(教示)	
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して3か月以内に高取町長に対して審査請求をすることができます。 なお、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過 すると、審査請求をすることができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上 記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請 求をすることが認められる場合があります。	
2 この処分については、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に高取町を被告として処分の取消 しの訴えを提起することができます。(訴訟において高取町を代表する者は高取町長とな ります。) なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求 に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提 起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処 分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1年を経過した場合であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があ ります。	

様式第1号(第4条の2関係)

子ども医療費助成金交付請求書									
年 月 日									
高取町長 様									
(申請者)住 所									
氏 名									
金 円									
ただし、年 月分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。									
受 給 資 格 証					受 給 者				
受 給 者 番 号					氏 名				
加入医療保険名称					加入医療保険番号				
なお、上記金額を次の金融機関に振り込んで下さい。									
振込口座		銀行種別		普通当座		番号		フリガナ	
		店 別		番 号				名義	
◎この欄には医療機関等で受けられた医療等の状況を記入し、該当する領収証明書等を添付してください。									
医療費の状況	入院	医療機関：名称		(所在地)		日数・期間		自己負担支払額	
		日(年 月 日～年 月 日)		総 点 数		点		円	
		① 医療機関：名称		(所在地)		日 数		自己負担支払額	
		日		総 点 数		点		円	
		② 医療機関：名称		(所在地)		日 数		自己負担支払額	
		日		総 点 数		点		円	
外	③ 医療機関：名称	(所在地)		日 数		自己負担支払額		円	
		日		総 点 数		点		円	
※確認欄 保険の自己負担割合(1割・2割・3割) ※高額療養費の有無(限度額)									
決定 円) - (円) - (円) = 支給額 円									

※欄は記入しないでください。

様式第1号の2(第4条の2関係)

子ども医療費助成金支給申請書									
受給者番号									
(ふりがな)氏 名		男 女		生年 月 日		年 月 日生			
住 所		(電話番号 — —)							
高取町長 様									
上記のとおり、子ども医療費助成金の支給を申請します。									
年 月 日									
申請者 氏名 印									

様式第5号(第6条関係)

受給資格証再交付申請書
(乳幼児・子ども医療費)

年 月 日

高取町長 様

申請者 住所.....
氏 名.....

下記のとおり受給資格証の再交付を申請します。

乳 幼 児 ・ 子 ど も	受 給 資 格 証 受 給 者 番 号			
	氏 名			
	住 所			
申 請 理 由		1 紛失	2 破損	3 その他

決 定						決 裁 年 月 日	
						再 交 付 年 月 日	
						台 帳 整 理	

(注) 1 破損のため再交付を受ける場合は、破損した受給資格証を添付してください。
2 紛失のため再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、早急に返還してください。

様式第6号(第7条関係)

住 所 ・ 氏 名 変 更 届
(乳幼児・子ども医療費)

年 月 日

高取町長 様

届出者 住所.....
氏 名.....

下記のとおり(住所・氏名)を変更しましたので届けます。

受給資格証 受給者番号			
対 象 者	旧 住 所		新 住 所
	旧 氏 名		新 氏 名
乳 幼 児 も	旧 住 所		新 住 所
	旧 氏 名		新 氏 名

決 定						決 裁 年 月 日	
						対 象	継続対象 (年 月 日まで有効) 対象外
						台 帳 整 理	

(注) この届出の際に、受給資格証を提出してください。

様式第7号(第7条関係)

加入医療保険変更届
(乳幼児・子ども医療費)

年 月 日

高取町長 様

届出者 住所
氏名

下記のとおり加入医療保険に変更が生じましたので届けます

受給資格証 受給者番号			
被 保 険 者 氏 名	受給者との続柄		
住 所			
変更後の 加入医療 保 険 種 別	国(市町村・退・組) 健(協会・組・日)・船・共	本人 家族	被保険者の 記 号 番 号
保 険 者 番 号 及 び 名 称		保 険 者 の 所 在 地	
変 更 の 年 月 日	年	月	日
被 保 険 者 資 格 喪 失 年 月 日	年	月	日

決 定						決 裁 年 月 日
						対 象 (年 月 日まで有効) 対象外
						台 帳 整 理

(注)「変更後の加入医療保険」中一部に変更があった場合は、変更のあった箇所の見出しに○をつけてください。

様式第8号(第7条関係)

死 亡 届
(乳幼児・子ども医療費)

年 月 日

高取町長 様

届出者 住所
氏名

下記の者が死亡しましたので届けます。

死亡者氏名
住所
死亡年月日
受給資格証 受給者番号

決 定						決 裁 年 月 日
						台 帳 整 理

(注)この届出の際に、受給資格証を返還してください。

様式第9号(第8条関係)

受給者番号		子ども医療費受給者台帳					
乳幼児 子ども	氏名	男女	生年月日 年 月 日	住所			
		(. . . 変更)					
受給者 (主たる 養育者)	氏名	男女	生年月日 年 月 日	住所			
		(. . . 変更)					
医療保険	被保険者名 (又は組合員 名)		乳幼児 子どもの 続柄	交付(更新・ 再交付) 年月日	有効期間	摘要	
	(. . . 変更)		(. . . 変更)				
	住所						
	(. . . 変更)						
	保険種別	国(市町村・退・ 組) 健(協会・組・日) 船 共	記号 番号				
	国(市町村・退・ 組) 健(協会・組・日) 船 共		(. . . 変更)				
保険者番号 及び名称							
(. . . 変更)							
所在地							
(. . . 変更)							
(備考)							

様式第1号(第2条、第5条関係)

様式第1号の2(第2条、第5条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

様式第3号の2(第3条関係)

様式第4号(第4条の2関係)

様式第4号の2(第4条の2関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第7条関係)

様式第8号(第7条関係)

様式第9号(第8条関係)